

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤墳理君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	総務課長	藤塚康孝君
企画調整課長	小川裕司君	税務課長	桐山裕次君
健康福祉課長	酒井明美君	子育て推進課長	吉野敬子君
住民課長	岡野文紀君	建設課長	多賀靖君
都市計画課長	小森俊宏君	産業課長	小竹武志君
上下水道課長	藤江和明君	会計管理者兼 会計課長	北村嘉彦君
消防主任	廣瀬太佳夫君	教育長	和田満君
学校教育課長	藤塚正博君	生涯学習課長	川瀬桂一郎君

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	青木隆一	書記	石川敦詞
書記	小藪友香		

4 議事日程

- 日程第1 議第1号 専決処分の承認について
- 日程第2 議第2号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第3 議第3号 （仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業請負契約の変更について
- 日程第4 議第4号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第9号）

5 本日の会議に付した事件

日程第1 議第1号 専決処分の承認について

日程第2 議第2号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第3 議第3号 (仮称)旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業請負契約の変更について

日程第4 議第4号 令和4年度垂井町一般会計補正予算(第9号)

追加日程 太田佳祐君の議員辞職の件

追加日程 議会運営委員会委員の補充選任

午前 9 時00分 開会

○議長（富田栄次君） おはようございます。

これより令和 5 年第 1 回垂井町議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、感染症の予防のため、今臨時会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。御理解を賜りますようお願いいたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日 1 日といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定しました。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、13番 栗田利朗君、1番 太田佳祐君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

しばらく休憩いたします。

午前 9 時01分 休憩

午前 9 時22分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

日程第 1 議第 1 号 専決処分の承認について

○議長（富田栄次君） 日程第 1、議第 1 号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第 1 号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

去る令和 4 年12月 3 日午後 3 時50分頃、垂井町字屋敷1125番 2 地先、町道垂井75号線において、相手方所有の自動車が通行する際にグレーチングが跳ね上がり、サイドバンパー及びスペアタイヤハンガーを破損させた事故につきまして、令和 5 年 1 月13日、地方自治法第179条第 1 項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

細部につきましては建設課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 建設課長 多賀靖君。

○建設課長（多賀 靖君） 議第 1 号 専決処分の承認について、補足説明をさせていただきます。

まず事故の発生状況から説明させていただきます。

令和4年12月3日午後3時50分頃、垂井町字屋敷1125番2地先、町道垂井75号線を北進してまいりました相手方の車両が路肩に停車しようとした際にグレーチングが跳ね上がり、車両左側面のサイドバンパー及びスペアタイヤハンガーを破損させるという事故が発生いたしました。

事故の原因といたしましては、側溝顎部分のコンクリートが劣化していたことによるものと考えられ、事故後、速やかに道路側溝の修繕を行いました。

過失割合と損害賠償額につきましては、事故発生現場の状況から、道路管理者の過失を10割、修理代金12万3,420円として、令和5年1月13日に示談が成立し、損害賠償金及び保険請求手続を速やかに進めるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分をさせていただきましたので、承認を求めるものでございます。

今後、町道の維持管理を徹底し、事故防止に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第1号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第2 議第2号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（富田栄次君） 日程第2、議第2号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第2号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては子育て推進課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

○子育て推進課長（吉野敬子君） 議第2号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、児童虐待の防止等を図る観点から民法等の一部を改正する法律の一部の規定が施行されたことに伴うもので、民法等の法律から親権者の子に対する懲戒権が削除されることにより、関連する児童福祉関係府省例の規定についても改正が行われ、施行されたことに伴い、関係する条例の懲戒権に係る規定を削除するものです。

それでは、議案書と併せ新旧対照表を御覧ください。

第1条は、垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正でございますが、第27条を削除いたします。

第2条は、垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございますが、第14条を削除いたします。

いずれも条例中の懲戒に係る規定を削除するものでございます。

なお、附則といたしまして、この改正条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第2号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

午前9時31分 休憩

午前9時32分 再開

○副議長（若山隆史君） 再開いたします。

日程第3 議第3号 （仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業請負契約の変更について

○副議長（若山隆史君） 日程第3、議第3号 （仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業請負契約の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第3号 （仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業請負契約の変更について、提案理由を御説明申し上げます。

本事業につきましては、令和4年1月26日に、松井・宇佐美・とみた・環境デザイン異業種特定建設共同企業体、代表企業、名古屋市中区栄5丁目28番12名古屋若宮ビル7階、松井建設株式会社名古屋支店執行役員支店長 野村守宏と13億9,810万円で請負契約を締結し、事業を進めてまいりましたが、今回契約内容の一部を変更する必要が生じ、契約金額15億2,388万5,000円に変更するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚康孝君。

〔総務課長 藤塚康孝君登壇〕

○総務課長（藤塚康孝君） それでは、ただいま上程されました議第3号 （仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業請負契約の変更につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

当該契約は、令和4年1月26日、第1回議会臨時会で議決をいただき、同日、松井・宇佐

美・とみた・環境デザイン異業種特定建設共同企業体、代表企業、名古屋市中区栄5丁目28番12名古屋若宮ビル7階、松井建設株式会社名古屋支店執行役員支店長 野村守宏と13億9,810万円で請負契約を締結いたしました（仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業請負契約の変更をお願いするものでございます。

変更の内容につきましては、物価上昇及び追加工事に伴う施設整備費用等の増額でございます。

まず、資材等の高騰に伴う変更についてでございます。

コロナ禍やロシアによるウクライナ侵攻が終息しない中、国内外のインフレと円安が加速するなど先行き不透明な状況が続いており、世界的な原材料や原油等のエネルギーの品不足や価格高騰を受けて、建設工事の資材価格も高騰しております。

このようなことから、社会情勢に伴う資材等の高騰分に関して、事業請負契約書第29条第7項、賃金等の変動に対する工事請負契約書、インフレスライド条項運用マニュアルに基づきまして事業費の増額を行うものでございます。

次に、追加工事に伴います変更についてでございます。

1点目は、令和4年12月20日付で土地売買契約を締結いたしました垂井町字神田1532番12の旧JAにしみの垂井支店用地の取得に伴い、当該地を新たに本事業区域に追加し、駐車場として整備していくものでございます。

2点目は、当初、本事業区域の西側部分につきましては駐車場として整備を考えておりましたけれども、公園として整備していくことに変更したことに伴い、インクルーシブ遊具を含む大型複合遊具などを設置し、公園を充実していくものでございます。

議案書にもございますとおり、消費税を含めまして1億2,578万5,000円を増額し、契約の金額を15億2,388万5,000円に変更いたすもので、去る1月12日付をもちまして仮契約を締結したところでございます。

請負契約を変更して締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、事業期間につきましては、当初の契約どおり令和6年3月15日に変更はございません。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

[挙手する者あり]

1番 太田佳祐君。

○1番（太田佳祐君） 1番 太田です。

1点だけ御確認をさせていただきます。

これは今回金額が上がったということですが、これがまた今後もあるのか、それとも今回で確定なのか、その点だけ御確認をお願いいたします。

○副議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚康孝君。

○総務課長（藤塚康孝君） 太田議員の質問にお答えさせていただきます。

今後、先行きどうなるか分からない状況が続くと思えますけれども、今後上がった分につきましては増額しないということでお願いしておりますので、よろしくお願いたします。

○副議長（若山隆史君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第3号（仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業請負契約の変更については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

午前9時40分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

日程第4 議第4号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第9号）

○議長（富田栄次君） 日程第4、議第4号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第4号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第9号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1,708万2,000円を追加し、予算総額を106億7,199万8,000円とするものでございます。

補正いたしますものは、衛生費の保健衛生費におきまして、出産・子育て応援給付金給付事業に係ります経費につきまして増額の措置を行いました。

なお、財源につきましては、国庫支出金、県支出金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

細部にわたりましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

○総務課長（藤塚康孝君） それでは、ただいま上程されました議第4号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第9号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,708万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億7,199万8,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書6ページの歳出から説明をさせていただきます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目6保健センター費におきまして、妊娠から出産・子育てまでの様々な相談に応じながら経済的な支援を行うため、妊娠届け時に面談を受けた妊婦を対象に5万円を、出生後の保健師等による面談を受けた養育者を対象に新生児1人当たり5万円を給付する出産・子育て応援給付金給付事業を実施いたします。

事務費といたしましては、需用費で1万8,000円、申請書等の郵送料の役務費で6万4,000円、事業費といたしまして、負担金、補助及び交付金で1,700万円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、国庫支出金及び県支出金が交付される見込みとなっております。

続きまして、5ページの歳入でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金におきまして、出産・子育て応援事業国庫補助金として1,138万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

款15県支出金、項2県補助金、目3衛生費県補助金におきましては、出産・子育て応援事業補助金として284万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金におきましては、収支の均衡を図るため284万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

[挙手する者あり]

5番 藤埴理君。

○5番（藤埴理君） 1つお聞かせいただきたいことがございます。

この目的と趣旨をしっかりと述べた上で執行していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（富田栄次君） 健康福祉課長 酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君） 失礼いたします。

この事業の目的、趣旨でございますが、核家族化が進み、地域のつながりも希薄化する中で、孤独感や不安感を抱える妊婦、子育て世代が少なくなき、全ての妊婦、子育て世代が安心して出産・子育てができる環境整備が必要となってまいりました。伴走型相談支援といたしまして、妊娠時及び妊娠期の8か月頃、それから出産後の面談や相談を行いながら、妊婦、出産者、またその家族の不安を取り除く相談支援をしてまいります。

給付事業につきましては、妊娠・子育て期の支援をすることで、この給付によりまして少しでも安心して妊娠期・子育てを充実させていっていただけたらということの事業でございます。よろしく願いいたします。

○議長（富田栄次君） それでは、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第4号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第9号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

本日、太田佳祐君から議員の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、太田佳祐君の議員辞職の件を日程に追加し、議題とすることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、太田佳祐君の議員辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

〔1番 太田佳祐君退場〕

追加日程 太田佳祐君の議員辞職の件

○議長（富田栄次君） 太田佳祐君の議員辞職の件を議題といたします。

書記に辞職願を朗読させます。

○書記（小藪友香君） 辞職願。

このたび一身上の都合により議員を辞職したいので、地方自治法第126条の規定により許可されるようお願い出ます。令和5年1月26日、垂井町議会議長 富田栄次殿、垂井町議会議員 太田佳祐。

○議長（富田栄次君） お諮りいたします。

太田佳祐君の議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、太田佳祐君の議員の辞職を許可することに決定しました。しばらく休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時38分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

この際、会議録署名議員の追加指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員として太田佳祐君を指名いたしましたが、議員辞職に伴い、地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員の数が欠けることとなることから、新たに会議録署名議員として、2番 廣瀬隆博君を追加指名いたします。

ただいま議会運営委員会委員が1名欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議会運営委員会委員の補充選任を日程に追加し、選任を行うことにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の補充選任を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程 議会運営委員会委員の補充選任

○議長（富田栄次君） 議会運営委員会委員の補充選任を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の補充選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、藤埴理君を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました藤埴理君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって令和5年第1回垂井町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時40分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 富 田 栄 次

垂井町議会副議長 若 山 隆 史

会議録署名議員 栗 田 利 朗

会議録署名議員 太 田 佳 祐

会議録署名議員 廣 瀬 隆 博